

鳥取縣公報

第百六拾六號

昭和五年十一月十一日

火曜 日

縣令

◇鳥取縣令第六十五號

大正十五年六月鳥取縣令第三十六號木炭檢査規則中左ノ通改正シ昭和五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年十一月十一日

鳥取縣知事 神田 純一

第六條第一號第二種黑炭表中櫛小丸、櫛小丸「直徑五分以上八分未滿」トアルヲ「直徑五分以上一寸未滿」ニ櫛丸、櫛丸「直徑八分以上二寸三分未滿」トアルヲ「直徑一寸以上二寸三分未滿」ニ改ム

告示

◆鳥取縣告示第三百二十三號

昭和五年十一月十日左記ノ通特別漁業ヲ免許セリ

昭和五年十一月十一日

鳥取縣知事 神田純一

- 一、免許 番號 第二〇一號
- 二、免許年月日 右ノ通
- 三、漁業 權者 鳥取縣岩美郡福部村 岩戸村漁業組合
- 四、漁場ノ位置 鳥取縣岩美郡福部村大字湯山地先
- 五、漁業ノ種類及名稱 特別漁業第七種漁業鰯飼付
- 六、漁獲物ノ種類 鰯、イサナ 鰯
- 七、漁業 時期 自四月一日 至十月三十一日
- 八、漁業權存續期間 二十箇年

00787

00786

◆鳥取縣告示第三百二十四號

昭和五年十一月十日左記ノ通特別漁業ヲ免許セリ

昭和五年十一月十一日

鳥取縣知事 神田純一

- 一、免許 番號 第二〇二號
- 二、免許年月日 右ノ通
- 三、漁業 權者 鳥取縣岩美郡福部村 岩戸村漁業組合
- 四、漁場ノ位置 鳥取縣岩美郡福部村大字岩戸惠比須鼻地先
- 五、漁業ノ種類及名稱 定置漁業臺網類漁業 魚網
- 六、漁獲物ノ種類 柔魚、齋網、戸網、飛魚
- 七、漁業 時期 自四月一日 至七月三十一日
- 八、漁業權存續期間 二十箇年